

浜松市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資するため、補聴器を購入する難聴児に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 本事業における補聴器購入費の助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす18歳未満の者（以下「児童」という。）の保護者とする。

ただし、その者及びその属する世帯の他の世帯員について、助成申請のあった月の属する年度（当該年度の4月から6月までの間に行われた場合においては、前年度）の市民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は、助成の対象としない。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- (3) 日本耳鼻咽喉科学会が推薦した県内に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断された者であること。
- (4) 市税を完納している世帯に属していること。
- (5) 対象児が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費の助成を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(対象補聴器等)

第3条 助成の対象となる補聴器の種類、1台当たりの基準額（以下「基準額」という。）及び耐用年数は、別表のとおりとする。

2 助成の対象となる補聴器の個数は、装用効果の高い側の片耳装用分として1個とす

る。

ただし、教育上等市長が真に必要と認めた場合は、両耳装用分として2個を対象とすることができる。

(助成金の算定基礎)

第4条 この助成金の算定基礎となる額（以下「算定基礎額」という。）は、第3条に規定する対象児が新たに補聴器を購入する費用又は本要綱に基づき購入した補聴器を、別表の耐用年数経過後に購入する費用（以下「購入費用」という。）と、別表の基準額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、前条第2項の規定により、両耳に装用する場合の助成金の算定基礎額は、左右それぞれの耳について購入費用と別表の基準額とを比較して少ない方の額とする。

(助成額)

第5条 市長は補聴器購入費の3分の2の額を交付する（1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる）。この場合において、前条に規定する算定基礎額を超える部分については、助成の対象としない。

(交付の申請)

第6条 助成を受けようとする対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第2条第2号の精密聴力検査機関の専門医が、対象児の聴力検査を実施したうえで交付した意見書（別紙）

(2) 前号の意見書に基づき、公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店（以下「補聴器業者」という。）が作成した見積書

(3) その他、市長が必要と認める書類

2 補聴器購入後の助成の申請については、これを認めない。

3 既に助成を受けているものは、前回の決定日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として助成対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能又は当該児童の障害状況の変化が生じた場合はこの限りではない。

(交付の決定及び条件)

第7条 市長は、前条の規定による助成の申請があったときは、その書類を審査したうえで助成の可否を決定するものとする。

2 市長は助成を行うことを決定した場合は、難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書

(第2号様式)により申請者に通知し、却下することを決定した場合は、難聴児補聴器購入費助成金交付申請却下通知書(第3号様式)を申請者に通知する。

3 第1項の交付決定には次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(市長が軽微であると認める場合を除く。)をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 当該補助事業により取得した補聴器を別表に規定の耐用年数以内に補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (7) 補助金の交付を受けた日から財産の処分を制限する期間が経過する日までの期間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (8) 第13条第1項の規定より補助金交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還命令を受けた場合において、第14条の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (9) 第13条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。

(財産処分の制限)

第8条 本要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を得ないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して市長が定める期間とする。

(実績報告)

第9条 第7条の決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)で、補聴器の購入が完

了した者は、事業完了の日から起算して３０日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、難聴児補聴器購入費助成事業完了報告書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

- ２ 助成決定者が予め代理受領方式を選択した場合にあっては、補聴器業者は、事業完了の日から起算して３０日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、難聴児補聴器購入費助成事業完了報告書（第４号様式）及び難聴児補聴器購入費助成券（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（確定の通知）

第１０条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、難聴児補聴器購入費助成金確定通知書（第６号様式）により申請者に通知する。

（請求の手続き）

第１１条 前条の通知を受けた者は、通知受領後１０日以内に、難聴児補聴器購入費助成金請求書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

（代理受領）

第１２条 申請者は、助成事業に係る実績の報告、助成金に係る交付確定通知の受領並びに助成金の請求及び受領に係る権限を、補聴器業者に委任することができる。

- ２ 市長は、助成決定者が補聴器業者に支払うべき補聴器購入費について、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金として助成すべき額の限度において、助成決定者に代わり、補聴器業者へ支払うことができる。

（交付決定の取消し）

第１３条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第７条第１項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （１）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （２）補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令もしくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- （３）第２条第６号のいずれかに該当することが判明したとき。
- （４）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- ２ 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- ３ 市長は、第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、

期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、申請者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第14条 申請者は、前条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたときは、規則の規定により加算金を市に納付しなければならない。

- 2 申請者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則の規定により遅延損害金を市に納付しなければならない。

(台帳の作成)

第15条 市長は助成の執行状況を明確にするため、難聴児補聴器購入費助成台帳（第8号様式）を備え、必要な事項を記載するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金について適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和8年度までの補助金について適用する。